

「第9回大館・北秋ご当地グルメ秋まつり業務委託」仕様書

1 目的

この業務委託は、令和元年9月28日（土）及び29日（日）に、上小阿仁村食農観丸ごと推進協議会（以下「協議会」という。）が主催する第9回大館・北秋ご当地グルメ秋まつり（以下「ご当地グルメ秋まつり」という。）の開催により、大館・北秋田地域の食の魅力を広く情報発信するとともに、観光誘客の拡大に資することを目的として実施します。

2 ご当地グルメ秋まつりの概要

事業名：第9回大館・北秋ご当地グルメ秋まつり IN KAMIKOANI

開催期日：令和元年9月28日（土）～29日（日）の2日間

令和元年9月28日（土） 午前10時～午後4時

令和元年9月29日（日） 午前10時～午後3時

会場：道の駅かみこあに特設会場

秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原66-1

内容：（1）ご当地グルメの実演並びに販売

（2）ステージイベント及び抽選会等誘客促進イベントの実施

3 委託業務の内容

（1）イベントの開催回数

1回 2日間

（2）イベントの企画

①実施計画書を作成し、協議会に提出してください。

②実施計画書は、各イベントの企画内容について、必要に応じて図や画像及び表などを使用して作成してください。また、実施に向けた作業工程表のほか、業務従事者の配置、役割分担等を記載した運営体制図などを添付してください。

③次の事項に留意して、構成してください。

（ア）ご当地グルメの実演並びに販売について、大館・北秋田地域の事業者に関しては、協議会が別に定める「第9回大館・北秋ご当地グルメ秋まつり出店参加要項」に基づき、協議会側が主体的に出店調整しますので、大館・北秋田地域以外の事業者出店を企画してください。

受注者が企画提案する出店事業者に対しても、出店料は無料とします。

なお、出店事業者数は、全体で20事業者程度を想定しており、大館・北秋田地域以外の出店事業者数は、全体の五分の一程度の事業者数とし、管内事業者同様に出店料は無料とします。

その出店仕様は、別に定めます。

また、協議会が調整する出店者選定までにかかる経費については、見積書に計上する必要はありません。

（イ）ステージイベント及び抽選会等誘客促進イベントについて、来場者に当事業の目的が強く伝わる企画としてください。なお、著名人を起用する場合については、その出演交渉、出演料の

調整、打合せ等を行ってください。また、肖像権、著作権、出演に関する権利関係等の取扱いについて問題が発生しないよう、留意してください。協議会からの出演依頼が必要な場合は、協議します。

(3) 運営・管理等

①運営管理

企画した内容を運営するための「運営マニュアル」や「進行シナリオ」等を作成し、イベントの運営管理を行ってください。

なお、協議会スタッフは25名程度を予定しています。

②会場構成

来場者が安全に楽しめるとともに、荒天時に対応できる会場構成としてください。なお、会場及び会場周辺の上小阿仁村の使用可能な施設等は、次のとおりとします。

- ・道の駅かみこあに館内の一部及び駐車場（会場を除く。）
- ・上小阿仁村生涯学習センター館内の一部及び駐車場
※教育施設のため、営業行為には使用できません。
- ・上小阿仁村役場駐車場
- ・上小阿仁村健康増進トレーニングセンター駐車場
- ・上小阿仁村保健センター駐車場
- ・秋田たかのす農業協同組合上小阿仁支店駐車場

③会場設営、管理及び撤去

ご当地グルメ秋まつりの会場の設営、管理及び撤去を行ってください。設営は9月27日（金）、撤去は、ご当地グルメ秋まつり終了後、即日に行ってください。なお、主催者側では、設置期間中の夜間警備は実施しません。出店参加要項では、各日、搬出入を行うこととしています。また、必要機器材、電源・電気等の設置、管理及び撤去を行ってください。会場の装飾として文字看板等必要な装飾を行ってください。

協議会側が提供できる資材・機器材等は次のとおりです。

なお、主催者が提供する資材・機材の設置・撤去に関しては、受注者に行っていただきます。

- ・出店事業者用のテント 17張り程度 間口 5.4m×奥行き 3.6m（横幕付き）
4張り程度 間口 2.7m×奥行き 3.6m（横幕付き）
- ・飲食コーナーのテント 2張り程度 間口 7.2m×奥行き 3.6m（横幕無し）
- ・会議用長机 16台程度 幅 180cm×奥行き 90cm×高さ 70cm
4台程度 幅 180cm×奥行き 80cm×高さ 70cm
57台程度 幅 180cm×奥行き 60cm×高さ 70cm
- ・パイプ椅子 200脚程度
- ・誘導用立看板 10基程度 幅 60cm×高さ 140cm

資材等の保管場所及び住所は次のとおりです。

- ・上小阿仁村健康増進トレーニングセンター 上小阿仁村小沢田字向川原118
- ・上小阿仁開発センター 上小阿仁村小沢田字向川原118
- ・上小阿仁村地域センター 上小阿仁村小沢田字向川原72-2

(4) 広報

①ポスター及びチラシの制作及び配布

ポスターとチラシ表面のデザインは共通とします。

当日のプログラム、「あんべいいな」及び「んだ。んだ。秋田。」のイラストは必須とします。写真等保護を受けるべきとした著作物を除き、印刷物における著作権（財産権）及び原版的権利は、協議会に帰属するものとし、著作権隣接権の不行使を了承願います。

チラシには、9月から10月にかけて開催される上小阿仁村を始めとする大館・北秋田地域のイベント情報及び特記情報を記載してください。なお、記載する情報は、協議会が指定します。

ポスター及びチラシの配布先は、協議会が指定します。送付先は、140箇所程度とします。

なお、チラシ及びポスターの配布は、ポスターを折って同封してください。1袋にポスター1枚・チラシ30～50枚入りで80セット、ポスター1枚・チラシ100枚入りで60セットを想定しています。封筒については受注者が用意することとし、無地でも構わないものとします。

・ポスター

加工形式 化粧断ち

部数 150部

サイズ B2

色数 4色

用紙 再生マットコート 四六判換算 135kg

・チラシ

加工形式 化粧断ち

部数 13,000部

サイズ A4

色数 表4色及び裏4色

用紙 再生マットコート 四六判換算 90kg

②周知

ご当地グルメ秋まつりの開催と内容を広く県民に周知させる方法を講じてください。ただし、広報に当たっては、協議会と十分な協議を行いながら実施するものとします。

(5) 事業実績報告書の提出

事業の実施内容について、写真等を挿入した報告書1部を11月29日（金）までに、協議会会長に提出してください。

4 その他

(1) 各種工程については、両者協議のうえ実施するものとします。なお、請負者と協議会事務局は、委託期間中3回程度の打合せを実施します。

(2) 本仕様書に記載なき事項が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議のうえ決定するものとします。

(3) 支払いは、当方の内部手続きに基づく業務の完了後、指定する銀行口座に振り込むものとします。